

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの重要事項

金沢古府記念病院では、介護保険法で定める訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供致します。リハビリテーション担当者が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態にある利用者様の居宅を訪問して、心身の機能の維持や回復を図り、日常生活の自立を助けるために、必要なリハビリテーションを提供致します。それに伴い、利用者様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるように支援することを目的としております。

1. 事業者の概要

事業所名 (医社) 竜山会 金沢古府記念病院 訪問リハビリテーション
所在地 石川県金沢市古府 1-150 番地
電話 076-240-3555
介護保険事業所番号
サービス提供対象地域 金沢市
サービス管理者 越田 潔
サービス提供責任者 北方 佳三
訪問リハビリテーション担当者 北方 佳三、松井 聡司、浅田 貫太、織田 裕可里

2. 営業日および営業時間

(1) 営業日

月曜日から土曜日

<休業日> 日曜日、祝日、年末年始(12/31 から 1/3 まで)、盆 8/15

(2) 営業時間

(2) 営業時間

<月曜日から金曜日>

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

<土曜日>

午前 8 時 30 分から午後 12 時 30 分まで

3. サービス内容

訪問リハビリテーション担当者が、ご本人、ご家族と話し合いながら、主治医と介護支援専門員と連絡を取り、リハビリテーション計画を立て、進めていきます。

(1) 定期的な状態視察、健康チェック

体温・血圧・脈拍・呼吸・栄養状態のチェック

(2) 家庭でのリハビリの指導と実際

4. 緊急を要する場合について

<連絡先> 金沢古府記念病院 電話 076-240-3555 にご連絡下さい。

平日は、主治医が対応します。時間外は、当直医が対応します。

5. 利用料(基本報酬・・・1 回が 20 分以上のサービス、1 週に 6 回が限度である。)

介護保険の場合：要支援認定者・・・1 割負担 — 20 分を 1 回毎に約 303 円
2 割負担 — 20 分を 1 回毎に約 606 円
3 割負担 — 20 分を 1 回毎に約 909 円

介護保険の場合：要介護認定者・・・1 割負担 — 20 分を 1 回毎に約 313 円
2 割負担 — 20 分を 1 回毎に約 626 円
3 割負担 — 20 分を 1 回毎に約 940 円

(加算料金)

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・1割負担	—	20分を1回毎に約6円
2割負担	—	20分を1回毎に約12円
3割負担	—	20分を1回毎に約18円

※以下の加算については該当者のみ算定いたします。

短期集中リハビリテーション実施加算・・・1割負担	—	1日につき1回算定約203円
2割負担	—	1日につき1回算定約407円
3割負担	—	1日につき1回算定約610円

認知症短期集中リハビリテーション実施加算・・・1割負担	—	1日につき1回算定約244円
2割負担	—	1日につき1回算定約488円
3割負担	—	1日につき1回算定約732円

退院時共同指導加算・・・1割負担	—	1回算定約610円
2割負担	—	1回算定約1220円
3割負担	—	1回算定約1831円

(減算料金)

リハビリ計画に係る診療の未実施減算・・・1割負担	—	20分を1回毎に約51円を減算
2割負担	—	20分を1回毎に約102円を減算
3割負担	—	20分を1回毎に約152円を減算

※要支援認定者のみ

12月超の利用者に対する減算の取り扱い・・・1割負担	—	20分を1回毎に約31円を減算
2割負担	—	20分を1回毎に約61円を減算
3割負担	—	20分を1回毎に約92円を減算

※以上の利用料については、各項目に地域加算＜7級地 1単位＝10.17円＞を含んだ金額を掲載しています。
端数処理の関係で実際の請求金額とは若干の誤差が生じることもありますので、予めご了承下さい。
※訪問リハビリテーションに要した交通費を請求することがあります。

6. 契約の終了と自動更新

契約の有効期間は要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了いたします。ただし、有効期間の満了7日前までに利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、契約は次の要介護認定の有効期間まで自動的に更新されます。

7. 契約期間途中での解約の場合

契約は契約期間中であっても、利用者から解約を希望する10日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合の解約料のお支払いはありません。

8. 損害賠償

利用者がサービス利用中に、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の身体、財産に損害を与えた場合、その損害を賠償します。

9. 事故発生時の対応

事業者は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに石川県健康福祉部長寿社会課および、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. サービス内容に関する苦情

①当事業所 苦情担当：訪問リハ職員

電話 076-240-3562 (内線170番)

②当事業所以外の、金沢市の相談、苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

金沢市介護保険課

電話 076-220-2264

11. 個人情報の保護について

当事業所において訪問リハビリテーションを実施するうえで必要な個人情報を介護支援専門員と主治医との連携に使用します。

また、ご本人及びご家族の同意を得た上で、緊急時に他の医療機関へ個人情報の提供を行うことがあります。

12. 秘密保持

事業所、その従業員は利用者に関する情報、秘密の漏えい防止に努めます。

又、離職後においてもこれらの秘密、情報を保持する旨の契約を結びます。

13. キャンセルについて

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかにサービス提供責任者又は訪問担当者までご連絡ください。

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合にはできるだけ、サービス利用日の前日までにご連絡ください。

14. 当日予定されている、担当療法士が訪問できなくなった場合の対応について

他療法士からご連絡させて頂き、希望に応じて他療法士が代行し、サービスを実施させて頂きます。

15. 「提供するサービスの第三者評価」は、当院は実施しておりません。

16. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

(1) リハビリテーション担当者等は年金の管理、金銭の貸借等の取り扱いは出来ません。

(2) リハビリテーション担当者等は介護保険制度上、利用者の心身や機能の維持及び回復のための補助を行うとされています。それ以外の業務（調理、掃除等）をすることは出来ませんのでご了承下さい。

(3) リハビリテーション担当者等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

訪問リハビリテーションサービスの重要事項の説明をしました。

(説明者_____)

重要事項についての説明を受け、内容に同意します。

年 月 日

利用者
住所
氏名

印

代理人
住所
氏名

印